

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	用地課	検索番号	1-7
法令名	土地収用法	根拠条項	28の3-1、138-1		
許認可等	土地の形質の変更の許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>(権利、物件及び土砂砂れきの収用又は使用に関する準用規定)</p> <p>土地収用法第138条第1項 第10条、第3章、第4章、第5章第2節、第6章(第76条及び第81条を除く。)、第7章(第106条及び第107条を除く。)、第8章から第10章まで及び第136条の規定は、<u>第5条に掲げる権利若しくは第6条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合又は第7条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。</u>(以下省略)</p> <p>土地収用法第28条の3 <u>第26条第1項の規定による事業の認定の告示があつた後においては、何人も、都道府県知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはならない。</u></p> <p>2 都道府県知事は、土地の形質の変更について起業者の同意がある場合又は土地の形質の変更が災害の防止その他正当な理由に基づき必要があると認められる場合に限り、前項の規定による許可をするものとする。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>土地の形質の変更の許可に当っては、次の基準とする。</p> <p>土地収用法に基づく事業認定等に関する許認可等の審査基準及び不利益処分の処分基準(平成12年11月30日制定)</p> <p>許認可等の基準についての指針</p> <p>4 土地収用法第28条の3第1項に基づく許可(土地収用法第138条第1項において準用する場合を含む。)(土地の形質の変更の許可)</p> <p>起業者の同意があること、又は、起業者が同意しない場合でも、土地の形質の変更が災害の防止その他正当な理由に基づき必要があると認められること。(必要性については、事業認定を受けた事業の施行時期、当該土地の事業完成後の利用方法、当該土地の形質変更の内容、規模、期間及び当該土地の従来の利用方法等を総合的に勘案して判断すること。)</p>					